

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金追加7万円給付 (家計急変世帯分)申請書(請求書)兼申立書 記入例〈D面〉

- 太枠線内の該当項目を黒のボールペンなどで、はっきりと正確にご記入ください。
- 消せるタイプのペンや鉛筆の使用はできません。
- 記入欄が不足する場合は、コピーを取り使用してください。

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「**2**申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

D面

記載例.1 (収入で申請)

➊ 収入により申請する場合は記入不要。

フリガナ	【収入】 年間収入 合計額 ⑤	給与所得 控除額 ⑦	【控除】 事業収入等の 経費 ⑧	公的年金等 控除 ⑨	【所得】 年間所得 合計額 ⑩	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑪
氏名						
1		円	円	円	円	円
2						

記載例.1 (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)

記載例.2 (所得で申請)

㉔ ⑤欄の年間収入合計額を転記してください。

㉕ 各欄に該当する控除額を記入してください。

㉖ 年間所得合計額を計算してください。

⑩年間所得合計額 =
⑤収入額 - (⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金控除)

㉗ 下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を確認してください。

㉘ ⑪欄に㉗の額を記入してください。

㉙ ⑩欄の額が㉘欄の額を下回れば支給対象となります。

フリガナ	【収入】 年間収入 合計額 ⑤	給与所得 控除額 ⑦	【控除】 事業収入等の 経費 ⑧	公的年金等 控除 ⑨	【所得】 年間所得 合計額 ⑩	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑪
氏名						
1	1,680,000	0	700,000	0	980,000	1,010,000
2						

記載例.2 (所得で申請)

※ 帳簿等の上記の記入がわかる書類を提出してください。

⑨ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

<p>〈65歳未満の方〉</p> <p>公的年金等収入分 → 控除額</p> <p>: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額</p> <p>: 60万円超130万円未満 → 60万円</p> <p>: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円</p> <p>: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円</p>	<p>〈65歳以上の方〉</p> <p>公的年金等収入分 → 控除額</p> <p>: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額</p> <p>: 110万円超330万円未満 → 110万円</p> <p>: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円</p> <p>: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円</p>
---	--

⑩ 「年間所得合計額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑩年間所得合計額 = ⑤年間収入合計額 - (⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金等控除)

⑪ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の方が扶養する方の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

お問い合わせは… 氏名、住所、生年月日等をお伝えください。